

議案第73号

岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年8月26日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岩倉市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第28条第7号イの表4階以上の階の項及び第43条第7号イの表4階以上の階の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同項第2号、第3号及び第9号」を「同項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。